

令和7年第10回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和7年10月21日(火) 午前8時50分～9時15分
- 2 開催場所 黒石市産業会館 4階 大会議室
- 3 出席委員 (12人)

会 長	12番	木 立 康 行	
会長職務代理者	11番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	種 市 美 夏	2番 森 山 栄 治
	3番	加 藤 浩 揮	4番 佐 藤 陽 介
	5番	今 隆 俊	6番 石 澤 孝 知
	7番	長 内 康 之	9番 工 藤 勝 彦
	10番	工 藤 元 伸	13番 佐 藤 国 雄
- 4 欠席委員 (1人)

	8番	木 村 功	
--	----	-------	--
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (4人)

・沖揚平・厚目内地区	櫻 庭 太 志	・山形地区	盛 晋
・浅瀬石・迫子野木地区	佐 藤 仁	・六郷地区	村 上 誠
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (2人)

・中野地区	佐 藤 徹 志	・黒石地区	高 木 一 弥
-------	---------	-------	---------
- 7 付議案件

報告第21号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第22号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第40号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第41号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第42号	非農地証明申請について
- 8 事務局職員

事務局長		佐 藤 久 貴	
事務局長補佐		村 上 大 樹	
主事		工 藤 慎 也	
主事		福 澤 野 亜	

佐藤事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議長	(開会の挨拶) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が前文を読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。ご着席ください。
議長	ただいまから、令和7年第10回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が12人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また、農地利用最適化推進委員につきましても、4人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、10番工藤元伸委員、2番森山栄治委員をお願いします。 書記には事務局の村上補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第21号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第21号は、農地法施行規則第19条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和7年9月受理分は、相続が7件、総面積64,443㎡、田が6筆15,178㎡、平畑が11筆30,806㎡、樹園地が10筆18,459㎡となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に報告第22号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第22号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。

		4ページをご覧ください。 受付番号28番は、飛内北の田、2,065㎡を賃貸人の都合により、令和7年9月1日に合意解約したものです。 受付番号29番は、大字袋字村元の畑、1,941㎡を賃貸人の都合により、令和7年9月1日に合意解約したものです。 5ページに移ります。 受付番号30番は、馬場尻西の田、外2筆合計3,411㎡を賃貸人の都合により、令和7年9月19日に合意解約したものです。 以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第40号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福澤主事		議案第40号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が1件、所有権移転が13件です。 7ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号12番は、大字下山形字与五郎漆の樹園地、外2筆合計3,532㎡を経営規模拡大のため、30年間貸借するものです。 8ページに移ります。 (2) 賃借権設定です。 受付番号53番は、大字南中野字中里の田、2,054㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 9ページに移ります。 (3) 所有権移転です。 受付番号63番は、大字浅瀬石字山辺の樹園地、1,043㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号64番は、柵ノ木三丁目の畑、388㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号65番は、大字豊岡字豊岡の畑、21㎡を新規農家のため、売買により取得するものです。後ほど、聞き取り調査した委員より報告があります。 受付番号66番は、大字袋字村元の畑、1,941㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号67番は、大字牡丹平字福民北の畑、373㎡を耕作便利のため、

	売買により取得するものです。 10ページに移ります。 受付番号68番は、境松二丁目の畑、264㎡を贈与により取得するものです。なお、譲受人は農地を所有していますが、両親が耕作している農地であり、譲受人が新規で農地を取得するため、新規農家としての申請となります。後ほど、聞き取り調査した委員より報告があります。 受付番号69番は、迫子野木三丁目の田、51㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号70番は、迫子野木三丁目の田、1,110㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号71番は、大字西馬場尻字林本の畑、781㎡を新規農家のため、売買により取得するものです。後ほど、聞き取り調査した委員より報告があります。 11ページに移ります。 受付番号72番は、迫子野木三丁目の田、29㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号73番は、大字浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、1,693㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号74番は、迫子野木二丁目の田、1,647㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号75番は、迫子野木三丁目の田、956㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに、申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに、申請地の現地調査にあたった、10番工藤元伸委員に報告をお願いします。
工藤元伸委員	今回申請があった農地について、去る10月9日、佐藤孝文委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに、現地調査した結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号12番は、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 (2) 賃借権設定です。 受付番号53番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 (3) 所有権移転です。 受付番号63番は、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号64番は、現況は畑で、権利取得後は自家消費用のやさいの栽培が行われます。

		受付番号65番は、新規農家による申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。譲受人は、自宅に隣接している申請地を取得後、自家消費用のやさいを栽培するとのことです。農業機械等は、肩掛式草刈機等を所有しており、農作業経験はないため、知り合いに教わりながら耕作するとのことから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断し、農地の権利を取得することに問題はないと思われます。 受付番号66番は、現況は畑で、権利取得後はビニールハウスによるミニトマトの栽培が行われます。 受付番号67番は、現況は畑で、権利取得後は自家消費用のやさいの栽培が行われます。 受付番号68番は、新規農家による申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。 譲受人は、申請地を取得後、自家消費用のやさいを栽培するとのことです。農業機械等は、肩掛式草刈機、耕運機を所有しており、実家で20年程、水稲やりんご栽培作業等の手伝いをしてきた経験を活かして耕作するとのことから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断し、農地の権利を取得することに問題はないと思われます。 受付番号69番、70番は、現況は田で、権利取得後は水稲の栽培が行われます。 受付番号71番は、新規農家による申請のため、聞き取り調査した内容を報告します。譲受人は、申請地を取得後、自家消費用のやさいを栽培するとのことです。農業機械等は、肩掛式草刈機、耕運機を親戚から借受し、農作業経験はないため、農業経験者である親戚から指導を受けながら耕作するとのことから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断し、農地の権利を取得することに問題はないと思われます。 受付番号72番は、現況は田で、権利取得後は水稲の栽培が行われます。 受付番号73番は、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号74番、75番は、現況は田で、権利取得後は水稲の栽培が行われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第40号は原案のとおり決定いたします。 それでは、議案第41号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

工 藤 主 事	議案第４１号は、農地法第５条第３項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙１３ページで説明いたします。 受付番号８番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は大字西馬場尻字林本、登記地目は田、現況地目は畑、面積は３０４㎡、自宅及びガレージとするため取得するものです。 申請地は、周辺に住宅や公益的施設が位置しており、宅地化の状況が著しい区域に属していることから、農地区分が第三種農地に該当するため、転用許可見込みがあるものと考えられます。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに、申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに、申請地の現地調査にあたった、１０番工藤元伸委員に報告をお願いします。
工藤元伸委員	今回、農地法第５条申請があった土地について、去る１０月９日、佐藤孝文委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号８番は、自宅及びガレージとして取得するための申請です。 場所は、中郷公民館から西へ約６０７ｍの場所に位置しています。 土地の選定理由を聞き取りしたところ、申請地は譲受人の職場やこども園、また、小学校のスクールバスの停留所からも近く立地条件が良いため、申請地を選定したとのことです。 申請地周辺は、北側は畑、西・東・南側は宅地となっており、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝に放流し、雨水は砂利敷きとし、地下浸透及び道路側溝に放流します。 周囲の農地に被害を及ぼすおそれがないことから、転用することに問題はないと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第４１号は、原案のとおり決定いたします。それでは、議案第４２号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第４２号は、黒石市非農地証明事務取扱要領第３条の規定により、別紙のとおり非農地証明申請書の提出があったので、審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。１５ページをご覧ください。

		受付番号3番の土地の所在は、大字上十川字大野六番、登記地目は畑、面積は399㎡で、土地所有者は記載のとおりです。 証明内容は、現況、宅地の状況です。 前所有者であった父から相続により取得しており、少なくとも50年以上前から宅地の状況であったとのことです。 現況が畑の様相を呈しておらず、また、農地に復元することが著しく困難である農地と判定及び確認されることから、現況地目は非農地で、非農地証明を交付することに問題はないと思われます。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに、申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議	長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに、申請地の現地調査にあたった、10番工藤元伸委員に報告をお願いします
工藤元伸委員		今回、非農地証明を受けたい申し出があった農地について、去る10月9日、佐藤孝文委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、現地調査した結果を報告します。 受付番号3番は、宅地として非農地証明を受けたいとのことです。現況は、宅地であり、周辺の状況は、北・南・西側が公衆用道路、東側が畑です。 申請地は、車庫、物置が建っており、建設されてから相当な年数が経過していると思われます。現況から、今後も農地に復することはないと思われます。 以上のことから、今回、非農地証明を受けたい申し出のあった土地については、非農地であると判断することに問題はないものと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第42号は、原案のとおり決定いたします。 引き続き、決議事項第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を決議いたします。 事務局の説明をお願いします。
佐藤事務局長		決議事項第1号は、一般社団法人全国農業会議所より、あらためて農業委員会の社会的役割の重大さを再認識し不祥事の事案が発生しないよう、総会等において、法令遵守及び綱紀保持の取り組みを徹底するよう通知があったため提案するものです。 別紙で説明いたします。17ページをご覧ください。 今回の決議に至りました経緯ですが、今年度、他県において農地利用最適化推進委員の農地への不法投棄、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文

		書の作成など、不祥事が発生したことを重く受け止める必要があるためです。 行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、且つ農地制度の適正に努める責任があります。 このことをふまえて、当農業委員会といたしましても、農業委員、農地利用最適化推進委員各々が、高い倫理観を持ち法令遵守を徹底するため、ここに申し合わせをするとともに決議しようとするものです。 以上です。
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、以上のとおり決議したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、決議事項第1号は、原案のとおり決議いたします。 これで、議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和7年第10回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 黒石市農業委員会会議規則第25条第2項の規定により、ここに署名する。 令和7年10月21日 議 長 木 立 康 介 議事録署名者 工 藤 元 伸 議事録署名者 森 山 栄 治